

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第174回 「外商投資安全審査弁法」の公布

中国の国家発展改革委員会、商務部により2020年12月に制定、公布された「外商投資安全審査弁法」(以下「審査弁法」という)が、1月18日より施行されます。「外商投資法」第35条の外商投資安全審査制度の確立に関する規定を実行するための実施細則としての「審査弁法」は、外資系企業の中国投資活動に直接影響するものとなるため、今回はそのポイントと影響について解説いたします。

◇安全審査のために企業買収が断念された例

中国では、実際には2011年より外商投資安全審査制度がすでに確立されていたが、これまでは上位の法令が公布されておらず、審査対象の範囲も広いものではなかった。以下、安全審査制度のために買収事業が実現しなくなった19年の事例を紹介する。

19年3月、中外合弁企業の永輝超市股フェン有限公司(以下「永輝超市」という)が持分を保有する中百控股集团股フェン有限公司(以下「中百集団」という)に対し買収オファーを提示し、中百集団に対する保有持分比率を29.86%から40%に引き上げようとした。この持分買収が成功すれば、永輝超市は中百集団の筆頭株主となるはずであった。

8月20日、永輝超市は国家市場監督管理総局より、取引実行に同意する旨の独占禁止審査決定書を受け取った。ところが8月21日になり、国家発展改革委員会より外商投資安全審査申告を行うよう指示を受けたため、永輝超市で申告対応をしたところ、国家発展改革委員会により9月24日に当該プロジェクトに対する審査申告が正式に受理され、11月8日には特別審査の実施が決定された。永輝超市ではこの決定を受けて社内外で検討した末、12月16日、今回の買収オファーを自主的に取り下げる計画を公表した。

◇「審査弁法」のポイントと日系企業への影響

1. 審査機関

国家発展改革委員会、商務部が主導する外商投資安全審査業務機構を確立し、この機構は多くの政府機関により構成する合同審査組織であり、その弁公室は国家発展改革委員会に置かれる。当事業者は国家発展改革委員会に対して国家安全審査申告を提出する。

2. 審査対象

外資による投資活動に以下の状況が存在する場合、申告しなければならない。

- (1) 国防安全関連分野に関わる投資、ならびに軍事施設および軍事産業施設の周辺地域における投資
- (2) 国家安全に関わる重要農産品、重要エネルギー・資源、重大装備製造、重要インフラ、重要輸送サービス、重要文化製品・サービス、重要情報技術およびインターネット製品・サービス、重要金融サービス、重要技術ならびにその他の重要分野に関わる投資であり、かつ投資先企業の実質的支配権を取得するもの

(2) に関する留意点

- a. 現時点では「重要」「重大」について明確な判断基準がないため、一つのプロジェクトに関する申告要否の判断においては、審査機関に大きな自由裁量権がある。

b. 「投資先企業の実質的支配権を取得する」状況には以下を含む。

- 外国投資者が企業の50%以上の持分を保有する。
- 外国投資者が保有する企業の持分は50%に満たないが、その享有する表決権が董事会、株主会または株主総会の決議に重大な影響をもたらす。
- 外国投資者が企業の経営上の決定、人事、財務、技術等に重大な影響を及ぼすその他の状況。

3. 審査プロセス

- (1) 当事者は審査機関への申告に際し、事前に相談することができる。
- (2) 審査機関は申告書類を受け取ってから15業務日以内に、審査要否を決定する。審査不要と決定された場合、当事者は投資を実施することができる。
- (3) 審査を行うことが決定された場合、審査機関は30業務日以内に一般審査を完了しなければならない。一般審査の結果により以下のいずれかとなる。
 - 国家安全に影響しないと判断された場合、安全審査通過の決定を受ける。
 - 国家安全に影響するかその可能性があるかと判断された場合、特別審査を行う決定を受ける。
- (4) 特別審査は開始した日から60業務日以内に完了しなければならない。特殊な状況により審査機関を延長することは可能。特別審査の結果により以下のいずれかとなる。
 - 国家安全に影響しないと判断された場合、安全審査通過の決定を受ける。
 - 国家安全に影響すると判断された場合、投資禁止の決定を受ける。
 - 条件を付加することで国家安全に対する影響を除去することができ、かつ当事者が書面により受け入れた場合、条件付き安全審査通過の決定を受ける。

4. 申告しなかった場合の法的責任

審査機関より当事者に期限内の申告を命じ、これを拒否して申告しない場合、持分または資産の期限内処分およびその他の必要な措置を取って投資実施前の状態に戻し、国家安全に対する影響を除去するよう命じる。

◇日系企業へのアドバイス

「審査弁法」の適用範囲には依然としてかなりの不確実性があるため、機微分野における投資を実施する場合には、事前に必ずそのプロジェクトについて国家安全審査申告を行う必要がないかどうか、明確に確認を取っておく必要があります。またその際、審査機関との事前相談制度の活用をお勧めいたします。

不動産各社、外貨建て起債急ぐ＝資金調達規制強化見据え

中国ニュースサイト、中国新聞網が11日までに伝えたところによると、中国ではこのところ、不動産関連債務の規制強化を見据え、デベロッパー各社が外貨建て社債の発行を急いでいる。1月1～7日にドル建て債の起債計画を発表した不動産会社は12社に達し、発行額は56億ドル（約5831億円）を超えた。

利率は2.7%（碧桂園）から11%前後と幅があるものの、大半は3～5%（世茂集団や旭輝控股）。以前に発行された同様の社債の利率と比べてかなり低い水準に抑えられているが、中堅業者は高利による資金調達を強いられている。当代置業（発行額2億5000万ドル）と華南城（同1億2000万ドル）の社債の利率はそれぞれ9.8%、10.75%に達した。

中国当局は昨年8月、不動産業界の債務を抑制するため、恒大や万科、緑地など大手12社を対象に、負債比率に制限を掛ける「三つのレッドライン」を試験導入した。資産負債比率を70%以内、純負債資本倍率を100%以内、手元資金の短期負債倍率を100%超に保つことを義務付ける内容で、業界では対象企業はさらに拡大されるとの警戒が強まっている。